

死亡一時金裁定請求書

連合会用

拠

国民年金基金連合会

請求日	平成	年	月	日
		24	10	10

請求者自ら署名する場合は、押印は不要です

死亡した者	基礎年金番号	氏名	生年月日	性別		
	1234-567890	フリガナ ネンキン イチロウ 年金 一郎	5:昭和 7:平成 491006	1:男 2:女		
請求者	死亡年月日	住所	氏名	生年月日	性別	死亡した者からみた関係
	7:平成 241001	フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク1-2-3 〒111-1111 東京 都道府県 郡 ●● 市区町村 □△1-2-3	フリガナ ネンキン ジロウ 年金 二郎	5:昭和 7:平成 491006	1:男 2:女	01:配偶者 02:子 03:父母 04:孫 05:祖父母 06:兄弟姉妹 99:その他
	市区町村コード	住所	氏名	生年月日	性別	死亡した者からみた関係
		フリガナ トウキョウト バツバツク マルマル1-2-3 〒222-2222 東京 都道府県 郡 ×× 市区町村 ●●1-2-3				

死亡一時金の受取人	①: 指定されていた	②: 指定されていなかった
-----------	------------	---------------

一時金の受取口座情報	口座名義人	金融機関名	金融機関コード
	フリガナ ネンキン ジロウ 年金 二郎	① 確定 ゆうちょ銀行以外の金融機関 銀行 労金 信連 農協 信金 信組	
	支店名	支店コード	
	△ △ 本店 支店(支所) 出張所		
	預金種別	口座番号(右詰め)	
	① 普通 ② 当座	0011111	
	② 通帳記号	通帳番号(右詰め)	
	ゆうちょ銀行		

ご記入の際は、必ず「記入要領」をご参照ください。

必要な添付書類は裏面をご覧ください。裏面に続く

受付金融機関および特定運営管理機関使用欄

各種届書・添付書類	受付金融機関確認		連合会確認
死亡診断書その他死亡を証する書類	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>
死亡者の戸籍謄本	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>
請求者の戸籍謄本	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>
死亡者の住民票	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>
請求者の生計維持証明	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>
死亡一時金受取人代表者届	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>
非生計維持申立書	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>
請求者以外に生計維持関係のあった者がいないことを証明する生計維持証明	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>
請求者が未成年者、成年被後見人等の場合の法定代理人等印鑑登録証明書および法定代理人等である旨を証する書類	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>

受付金融機関									
1	9	7	8	0	1	2	3	5	3
確定銀行(株)									
特定運営管理機関									
8	8	0	0	0	0	0	0	0	0
日本インバースタソリューションズテクノロジー(株)									

受付金融機関	7:平成	年	月	日	特定運営管理機関

死亡一時金裁定請求書

＜ 必要な添付書類 ＞…下表に従い、必要な書類を添付してください。

順位	請求者	添付書類※1
1	死亡した者により生前、企業型記録関連運営管理機関に対し受取人として指定された者	①死亡診断書（死体検案書）の写し ②死亡者の戸籍謄本※2 ③請求者の戸籍謄本（死亡者と別戸籍の場合のみ）※3
2	配偶者（内縁関係含む）	①死亡診断書（死体検案書）の写し ②死亡者の戸籍謄本※2 ③請求者の戸籍謄本（死亡者と別戸籍の場合のみ）※3 ④請求者が配偶者として扱われている生計維持証明（下表参照）または、「未届の妻（夫）」と記載された住民票※4（内縁関係の配偶者の場合のみ）
3 4 5 6 7 8	子 父母※5 孫 祖父母※6 兄弟姉妹 その他の親族※7	生計維持関係 ①死亡診断書（死体検案書）の写し ②死亡者の戸籍謄本※2 ③請求者の戸籍謄本（死亡者と別戸籍の場合のみ）※3 ④死亡者の住民票（世帯全員の写し）※4 ⑤請求者が死亡者に生計を維持されていたことを証明する生計維持証明（下表参照） ⑥死亡一時金受取人代表者届および同意者の印鑑登録証明書（同順位者が2人以上の場合のみ） ⑦非生計維持申立書（下記ア、イ、ウに該当する場合のみ） ア. 請求者より戸籍上の先順位者がいる場合 イ. 生計維持関係のない戸籍上の同順位者がいる場合 ウ. 死亡者の住民票上、請求者と同順位とならない者がいる場合
9 10 11 12 13	子 父母※5 孫 祖父母※6 兄弟姉妹	生計維持関係なし ①死亡診断書（死体検案書）の写し ②死亡者の戸籍謄本※2 ③請求者の戸籍謄本（死亡者と別戸籍の場合のみ）※3 ④死亡者の住民票（世帯全員の写し）※4 ⑤死亡者が生計維持をしていた者がいないことを証明する生計維持証明（下表参照） ⑥死亡一時金受取人代表者届および同意者の印鑑登録証明書（同順位者が2人以上の場合のみ） ⑦非生計維持申立書（死亡者の住民票上、請求者と同順位とならない者がいる場合のみ）

- ※1 戸籍謄本は請求日から3ヵ月以内に発行されたものを添付してください。請求者が未成年者、成年被後見人等の場合は、法定代理人等の印鑑登録証明書（請求日から3ヵ月以内に発行されたもの）および法定代理人等である旨を証する書類を添付してください。
- ※2 死亡者の戸籍謄本が「戸籍の全部事項証明書」の場合で、遺族の確認ができない場合は改製原戸籍謄本を併せて添付してください。
- ※3 請求者の戸籍謄本が「戸籍の全部事項証明書」の場合で、死亡者との関係が確認できない場合は改製原戸籍謄本を併せて添付してください。
- ※4 請求日から3ヵ月以内に発行されたものを添付してください。死亡者の住民票で除票のみ発行の場合は、必ずその理由を明記してください。死亡者と請求者の住所が同じ場合には、その住所上の世帯全員の写しが必要となります。
- ※5 養父母、実父母の順。
- ※6 養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順。
- ※7 6親等内の血族、3親等内の姻族。

状態	生計維持証明
税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票、確定申告書、年末調整時の「扶養届」の写し※8
健康保険等の被扶養者になっている場合	健康保険被保険者証の写し※9
給与計算上の扶養手当等の対象になっている場合	給与簿または賃金台帳等の写し※9
公的年金の加給年金額または加算額の対象になっている場合	年金証書および裁定通知書の写し※9
定期的に送金がある場合	現金封筒、預金通帳等の写し※9
上記いずれの証明書も添付できない場合	民生委員等による第三者証明※8（証明者の身分を証明できる書類を添付してください）

※8 生計維持関係あり／生計維持関係なしの証明書

※9 生計維持関係ありの証明書

確定拠出年金法第42条

故意の犯罪行為により企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、死亡一時金を受けることができない。企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。